

学びをあきらめないで

経済的に困難なかたに大学の受験料を給付します

問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

芦屋市大学等受験料支援金制度

芦屋市では、向学心を持ちながら、経済的理由で大学等への進学が困難なかたに対し、受験料支援金を給付する大学等受験料支援金制度を実施します。



■対象 次のすべてにあてはまる人

- ①申請時点で1年以上継続して芦屋市に住所を有している
- ②令和4年度に大学等(大学・短期大学・高等専門学校)を受験する
- ③国の高等教育の修学支援新制度を申請して第1区分に認定されている

■給付額 上限10万円・申請試験数3試験(1試験あたり上限35,000円)

■申し込み 令和4年10月より教育委員会管理課へ ※申請は1人につき1回まで

芦屋市大学等入学支援基金

「芦屋市大学等入学支援基金」は、故人荒巻シヅ子様からのご寄附を受け、故人のご遺志に沿って設立されました。この基金により、向学心を持ちながら、経済的な理由で大学等への進学を諦めることのないよう、「芦屋市大学等受験料支援金制度」と「芦屋市大学等入学支援金制度(大学等の入学に必要な支度金<入学金・入学料>を給付する制度)」を実施しています。

あしやふるさと寄附

「芦屋市をもっと応援したい」「もっともいい街になって欲しい」といった皆さんの温かいお気持ちを、「あしやふるさと寄附金」として芦屋市内はもとより全国の皆さんから広く受け付けています。

温かい想いが込められたご寄附は、教育や文化、医療などのさまざまな分野で活用できるよう使

い道をご用意しています。

「大学等進学のための経済的支援」のご寄附は、「芦屋市大学等入学支援基金」に積み立てられ「芦屋市大学等受験料支援金制度」と「芦屋市大学等入学支援金制度」で活用されます。

芦屋市を応援してくださる皆さまの温かいお気持ちを心よりお待ちしております！



芦屋市大学等受験料支援金制度Q & A

Q. 申請までに準備しておくことはありますか

申請には国の「高等教育の修学支援新制度」の第1区分に認定されていることが必要となります。「高等教育の修学支援新制度」の申請を必ず行ってください。



Q. 申請時に必要なものはありますか

次の書類を準備してください。

- ①芦屋市大学等受験料支援金給付申請書
- ②「高等教育の修学支援新制度」の第1区分に認定されていることがわかる書類
- ③受験票(写し)
- ④受験料の金額がわかる書類(パンフレットやHPのコピー等)
- ⑤受験料の振込がわかる書類(領収書の写し等)

Q. 浪人生は申請することができますか

卒業して2年以内であれば申請できます。国の「高等教育の修学支援新制度」に申請し、第1区分に認定されていることが必要です。

Q. 専修学校(専門学校)は対象になりますか

学校教育法第1条に規定する大学等を対象としており、専修学校は対象になりません。

Q. 大学の通信制課程は制度の対象になりますか

学校教育法第1条に規定する大学等の通信制課程は対象となります。

Q. 大学入学共通テストは給付の対象となりますか

大学入学共通テストと共通テストを利用した試験の受験料を合算した額を、1試験分の受験料として給付します。

Q. 不合格となった大学等の受験料も給付対象となりますか

可否結果を問いませんので給付対象となります。

Q. 受験までに国の「高等教育の修学支援新制度」を申請できませんでした。申請はできますか

受験までに国の高等教育の修学支援新制度を申請できなかった人で、翌年度(入学後)に申請を行う予定の人は、大学等に入学した年度内に限り、申請を行うことができます。